



福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び関係委託者の
意見聴取に関する公示

福井地方労働審議会一般公示第1号

福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家
内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1号の規定に基づき、意見を聴取
するので、福井県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であ
って意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和7年12月26
日（金）までに福井地方労働審議会（福井市春山1丁目1番54号 福井春山合
同庁舎9階 福井労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年12月12日

福井地方労働審議会
会長 橋本 康弘





意 見 書

令和7年12月12日付けで貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提 出 者

住 所
氏 名
職 業

福井地方労働審議会

会長 橋本 康弘 殿